



事務機器の下取り回収について

質 問

- ①相談者： 事務機器販売業者
- ②相談案件： 事務機器の下取り回収
- ③相談内容： 事務機器の販売に際し古い機器の下取りを行っている。自社車両だけでは対応困難な場合、他社車両を下取り回収用に使用してよいか

回 答

商習慣としての下取り回収行為は、一般的には許可不要とされる。下取り回収であれば、他社に運搬作業を委託する場合も許可不要である。ただし、許可不要の扱いになるのは、無償引き取りに限定されている。

